

子ども医療費について

次の表に掲げる区分の方は、医療機関等の窓口で被保険者証とともに福祉医療費受給者証を提示することにより、窓口で500円（最大）支払うことで医療を受けることができます。【現物給付方式】

◇対象者

区分	入院	通院
子ども	満18歳に達する日以後の最初の3月末まで ※1	満15歳に達する日以後の最初の3月末まで
障害児	満18歳に達する日以後の最初の3月末まで	
ひとり親家庭の子	満18歳に達する日以後の最初の3月末まで	

※ 高校生入院の対象者は申請が必要になります。

同一月内の同一医療機関等（医科・歯科・調剤・入院・通院ごと）の診療は、自己負担金額（500円）までの窓口支払いで医療を受けることができます。保険が適用される医療費が対象です。

（例）同一月、同一医療機関における通院（未就学児：自己負担額500円）

▶通院1回目 総医療費2,000円（保険診療分）

窓口負担額(2割)400円	医療保険(8割)1,600円
---------------	----------------

▶通院2回目 総医療費4,000円（保険診療分）

窓口負担額100円	福祉医療費700円	医療保険(8割)3,200円
-----------	-----------	----------------

▶通院3回目 総医療費4,000円（保険診療分）

窓口負担額0円	福祉医療費800円	医療保険(8割)3,200円
---------	-----------	----------------

◇現物給付方式（窓口支払が500円）の対象となる医療費（保険診療医療費）

- ・ 医科、歯科、調剤、訪問看護療養費、柔道整復施術療養費
（入院時食事代、差額ベッド代、薬の容器代、文書料等は福祉医療費の対象ではありません。）
- ※ 鍼灸院は現物給付の対象ではありません。

◇次の場合には、病院等の窓口で医療保険の自己負担金を支払い、領収書により市の窓口へ給付を申請してください。

- ・ 受給者証を提示しなかった場合
- ・ 長野県以外の病院、薬局などを利用した場合
- ・ 病院、薬局、施術所で現物給付方式に対応できなかった場合

裏面へ

===== お 願 い =====

《国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ》

福祉医療費よりも国や県の公費負担医療が優先されますので、受給者証をお持ちの方は、保険証、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を病院、薬局の窓口に表示してください。

《学校・保育園等での負傷について》

学校・保育園等での負傷は、日本スポーツ振興センター災害共済給付金（以下スポーツ共済）の対象となります。スポーツ共済の対象医療費は、福祉医療費の対象となりませんので、医療機関窓口では窓口負担額（医療費の2割又は3割）を支払って下さい。治療終了後、学校・保育園等で申請をして下さい。誤って福祉医療費受給者証を提示してしまい、二重給付となってしまった場合には、支給相当額を返還いただきます。

なお、医療費の金額によりスポーツ共済の対象とならなかった場合には、市の窓口で福祉医療費の申請をお願いします。

《福祉医療費の自己負担金について》

伊那市では、1レセプトあたり500円を自己負担金として設定しています。かかった医療費のうち保険分について、病院・薬局・施術所はレセプトを使って請求します。月ごと、病院・薬局・施術所ごと、また種別（医科、歯科、調剤、訪問看護、入院、通院）ごとにレセプトが作成され、この「レセプト」1枚あたり最大500円を自己負担金としてご負担いただいております。

この自己負担金は、医療機関の事務手数料ではなく、ともに制度を支え合う一員として、給付制度を将来に渡って継続させるために受給者の皆様にもご負担をいただくものです。

《薬局を利用される際の留意点》

薬局では、病院等が発行した処方箋ごとに上限500円を薬局の窓口でお支払いいただく必要があります。

《保険証が変わった場合》

受給者証・保険証をお持ちの上、必ず届出をお願いします。

伊那市役所健康推進課国保医療係
電話 78-4111
内線 2342・2343